



# 自宅で人工呼吸器を 使用している方へ



災害時や停電時などの備えは大丈夫ですか？  
ご自宅で安心して過ごすことができるよう  
「非常用電源装置」の給付を開始します。

## ■ 対象となる方

在宅で生活している方で、次に該当する方

- 呼吸器機能障害 1 級 または同程度の  
身体障害のある方
- 上記に該当する児童  
(原則：学齢児以上 18 歳以下)
- 難病患者で、呼吸器機能障害 1 級と  
同程度の呼吸器機能障害がある方

## ■ 対象となる装置

停電時などに電力を供給でき、障がいの  
ある方や介助者でも簡単に使用できる装置



区分	負担内容
町民税課税世帯	基準額以内:購入金額の 1 割 基準額超過:1 割+超過額
町民税非課税世帯 生活保護世帯	基準額以内:0 円 基準額超過:超過額

※基準額は10万円です。

※課税世帯の基準額以内での負担上限額は37,200円です。

**用品の購入前に担当課に申請  
またはご相談してください。  
※購入後は対象となりませんので  
ご注意ください。**

☎ お問い合わせ先  
岡垣町役場 福祉課 障がい者支援係  
TEL:093-282-1211  
FAX:093-282-1299

